

職員の懲戒処分公表について

令和8年4月28日付にて、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、奈良県広域消防組合職員の懲戒処分等の公表基準に基づき公表します。

1 被処分者及び処分内容

事案	所属	補職	年齢	処分理由	処分内容
1	香芝消防署	主任	30代	信用失墜行為及び全体の奉仕者としてふさわしくない非行	戒告

2 事案の概要

【人身事故案件による処分】

令和7年10月、横断歩道を歩行中の歩行者に接触し、転倒させたことにより歩行者を負傷させた。

3 人事部長 井戸上 浩晃のコメント

このたび、職員の不祥事に対し懲戒処分を行いました。この不祥事事案は消防への信頼を損なう行為であり、住民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

住民の皆様の信頼回復に向け、職員一人一人に服務規律保持の自覚を強く促し、公務員としての高い倫理観を持って行動するよう、指導を徹底し、全力を挙げて取り組んでまいります。

担 当

奈良県橿原市慈明寺町149-3

奈良県広域消防組合 消防本部 人事部

(担当者：伊藤・奥田)

TEL：0744-20-1119 Fax：0744-22-5219